第十四条第二項中「第百十四条の三十二の八第一項各号列記以外の部分の項、第百十四条の三十二の八第五項及び第六項並びに第百十四条の三十二の十三第一項各号列記以外の部分及び第三項の項」を「第百十四条の三十二の十三第一項各号列記以外の部分の項、第百十四条の三十二の十三第三項の項」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（国共済法の審査請求に係る規定の適用に関する経過措置）

第十七条の二　当分の間、平成九年経過措置政令第十二条第一項の規定による読替え後の平成二十四年一元化法改正前国共済法第百三条の規定の適用については、同項に規定するもののほか、平成二十四年一元化法改正前国共済法第百三条第二項中「六十日以内にしなければならない」とあるのは、「三月を経過したときは、することができない」と読み替えるものとする。

別紙様式第一号㈣中「第四十一条第一項及び第二項、第四十六条第二項」を「第四十五条第二項及び第百十六条の規定並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第四十一条」に、「、第百十四条並びに第百十六条」を「及び第百十四条」に改める。

（国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条に次の一項を加える。

2　国家公務員共済組合連合会の平成二十七年四月一日に開始する事業年度における前条第一項に規定する退職等年金給付準備業務経理については、国家公務員共済組合法施行規則第八十五条第二項の規定により準用する同規則第八十四条の規定は、適用しない。

（国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「の長期経理」の下に「（以下「旧長期経理」という。）」を加え、「新規則附則第三十五項において読み替えて適用するものとされた新規則附則第三十四項に規定する連合会の」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号。以下「平成二十七年経過措置省令」という。）第二条第一項の規定により読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行規則第八十五条第二項の規定により読み替えて準用する平成二十七年経過措置省令第二条第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行規則第六条第一項第二号に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

2　平成二十七年四月一日に開始する事業年度における旧長期経理については、国家公務員共済組合法施行規則第八十五条第二項の規定により準用する同規則第八十四条の規定は、適用しない。この場合において、旧長期経理について損益計算上利益を生じたときはその額を平成二十七年経過措置省令第二条第一項の規定により読み替えて準用する国家公務員共済組合法施行規則第八十五条の六第一項に規定する国の組合の経過的長期給付積立金（以下「経過的長期給付積立金」という。）として、損益計算上損失を生じたときはその額を経過的長期給付積立金から減額して、それぞれ整理するものとする。

附則第四条中「新規則第八十五条の二の四」を「国家公務員共済組合法施行規則第八十五条の六第一項」に改める。

附則第五条中「新規則附則第三十五項の規定により読み替えて適用するものとされた新規則第八十五条の二の四第二項において読み替えられた同条第一項に規定する」を削る。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部改正）

第五条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「改正前の国家公務員共済組合法」を「改正前国共済法」に改め、同条第二号中「改正前の国家公務員共済組合法施行令」を「改正前国共済令」に改め、同条第四号から第六号までを次のように改める。

四　改正後国共済法　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。

五　改正後国共済令　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）をいう。

六　改正後国共済規則　国家公務員共済組合法施行規則をいう。

第二条第一項の表第六条第一項第二号の項中「厚生年金保険給付及びこれに準ずる給付」に、「（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）」に、「国の組合の経過的長期給付及び同法」を「国の組合の経過的長期給付（以下「経過的長期給付」という。）並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（経過的長期給付に係るものに限る。）及び平成二十四年一元化法」に改め、同表第八十五条第二項の項中「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同表第八十五条第二項の表第六条第一項第二号の項の中欄の項中「同法」を「平成二十四年一元化法」に改め、同表第八十五条第二項の表第六条第一項第二号の項の下欄の項中「地方公務員等共済組合法」を「厚生年金保険法第八十四条の三に規定する交付金、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十五条第二項に規定する交付金及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に、「第百十六条の三第一項第四号」を「第百十六条の三第一項第一号から第三号まで」に、「並びに同法附則第五十条第一項に規定する拠出金の拠出及び同法」を「及び平成二十四年一元化法附則第五十条第一項に規定する拠出金の拠出並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十五条第二項に規定する交付金（経過的長期給付に係るものに限る。）及び平成二十四年一元化法」に改め、同表第八十五条第二項の表第七条第一項の項中「第百四十一条」を「第百四十二条」に改め、同表第八十五条第三項第一号の項中「第八十五条第三項第一号」を「第八十五条第四項第一号」に改め、同表第八十五条の六第一項の項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」を「平成二十四年一元化法」に改め、同条第三項を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

（改正後国共済規則の適用）

第三条の二　経過的長期給付の支給に関する業務が行われる間における改正後国共済規則第六条第一項第二号、改正後国共済規則第八十五条第二項の規定により読み替えて準用する改正後国共済規則第六条第一項第二号及び改正後国共済規則第八十五条第三項の規定の適用については、改正後国共済規則第六条第一項第二号中「準ずる給付」とあるのは「準ずる給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十九条の二に規定する国の組合の経過的長期給付（以下「経過的長期給付」という。）を除く。）」と、「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金（経過的長期給付に係るものを除く。）」と、改正後国共済規則第八十五条第二項の規定により読み替えて準用する改正後国共済規則第六